

下水道（機械・電気設備）工事における調査基準価格の設定について

調査基準価格

調査基準価格については、山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱第9条第3号に基づき算定するものとし、10分の7.5から10分の9.5の範囲内で定める「適宜の割合」とは、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額を、入札書比較価格で除した数値（小数点以下3位を四捨五入）とする。

- a 直接工事費の額（機器費を除く）に10分の9.7を乗じて得た額
 - a' 機器費の額に10分の9.3を乗じて得た額
 - b 共通仮設費相当額に10分の9を乗じて得た額
 - c 現場管理費相当額に10分の9.5を乗じて得た額
 - d 一般管理費の額に10分の6.5を乗じて得た額
- ※ 据付間接費及び設計技術費は、現場管理費相当額として扱うものとする。

適用月日：令和7年5月15日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。